

# 三郷駅前地区市街地再開発事業に係る都市交通検討調査業務委託

## 第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、尾張旭市が行う「三郷駅前地区市街地再開発事業に係る都市交通検討調査業務委託」に適用する。

(業務区域)

第2条 本業務の区域は、別添図のとおりとする。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は契約締結日の翌日から令和5年3月10日までとする。

(目的)

第4条 「「ひと」にやさしい 緑豊かで快適なまち」をコンセプトに「三郷駅周辺まちづくり基本計画」を平成28年3月に策定し、令和3年8月に三郷駅前地区において駅前広場を含む三郷駅前線や市街地再開発事業等を都市計画決定した。本業務は、都市計画決定した三郷駅前地区周辺の道路を対象として、「駅前広場へのアクセス」や「新たに整備する駐車場や駐輪場、公共施設などの施設配置」等の総合的な都市交通の検討を行うため、周辺の交通流動を把握し、適切な対応案や対策案の検討を目的とする。

(準拠とする法令等)

第5条 本業務は、本仕様書並びに次の各種法令等に準拠して施行するほか、「交通渋滞実態調査マニュアル」(旧建設省土木研究所)に準拠するとともに、発注者の指示に従い実施するものとする。

- (1) 都市計画法
- (2) 都市再開発法
- (3) 道路法
- (4) 道路交通法
- (5) 尾張旭市個人情報保護条例
- (6) 尾張旭市契約規則
- (7) その他関係法令並びに規程

(疑義)

第6条 本業務に関する疑義が生じた時及び本仕様書、関係法令に記載のない事項については、尾張旭市(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)との協議の上決定する。

(提出書類)

第7条 乙は、契約締結後速やかに次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- (1) 工程表

- (2) 管理技術者及び照査技術者届
- (3) 着手届
- (4) その他甲が必要と認める書類  
(管理技術者及び担当技術者)

第8条 本業務は、次の各号に掲げる資格を有する技術者の配置を求めるものとする。

- (1) 技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）に定める技術士（建設部門：都市及び地方計画又は道路）の資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。
- (2) 愛知県内において過去5年間（平成29年度～令和3年度）に、地方公共団体発注の交通流動シミュレーション業務または類似業務について、管理技術者又は担当技術者としての実績を有しなければならない。

(貸与資料)

第9条 本業務にあたり、甲は乙に次の資料等を貸与する。なお、貸与された資料は乙の責任において取り扱い及び保管を行うものとし、業務完了後速やかに甲に返却するものとする。

- (1) 都市計画基本図数値地形図データファイル
- (2) 令和3年度三郷駅周辺における交通実態調査業務委託
- (3) 三郷駅周辺まちづくり事業関係成果品（平成21年度～令和2年度）
- (4) その他乙の申し出により甲が必要と認める資料

(工程管理)

第10条 乙は、工程表に基づき適正な工程管理を行うものとする。なお、甲から進捗状況の報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、業務上知り得た内容等を第三者へ漏洩してはならない。

(情報流出の防止)

第12条 乙は、業務上において取り扱う各種資料や各種データについて、尾張旭市個人情報保護条例に基づき、資料の破損、紛失、盗難、外部への漏洩等の事故のないように慎重に取り扱い管理運用を行うものとし、作業終了後、速やかにこれを返還するものとする。

(成果品の瑕疵)

第13条 成果品については、甲の検査合格をもって納品されたものとする。なお、納品後に成果品の瑕疵が発見された場合は、乙の責任により必要な修正を行うものとする。

(成果品の帰属)

第14条 本業務における成果品はすべて甲に帰属するものとし、乙は、甲の許可なくこれを使用または流用してはならない。

## 第2章 業務内容

(業務内容)

第15条 本業務は、下記の項目について実施するものとする。

(1) 計画準備

本業務の目的、主旨を十分に把握した上で、本業務の内容、実施方針、スケジュール、及び実施体制等を記した業務計画書の作成を行う。

(2) 交通実態調査結果の集計

令和3年度に実施した三郷駅周辺の交通実態調査及びビデオ調査結果等を受け、撮影された動画データから交差点方向別交通量(11箇所)、信号現示(6箇所)、踏切部方向別交通量及び遮断時間(2箇所)を集計する。

(3) 自動車及び歩行者の現況交通の再現

前項の結果より、現況道路ネットワークデータを作成するとともに、ピーク時における交差点等方向別交通需要量に基づく現況OD表を作成し、歩行者交通流動を加味した混合型の現況交通流動シミュレーションを実施し、三郷駅周辺の現況再現性を確認する。

(4) 自動車及び歩行者の将来交通の再現及び交通円滑性等の検証

ア 市街地再開発事業の与条件の整理

現在準備組合により検討が進められている新たな駐車場や駐輪場施設、公共施設等の施設配置を含む市街地再開事業の計画等の与条件を整理する。

イ 将来交通流動シミュレーションの実施と検証

第3号で作成した現況道路ネットワークデータ及び現況OD表をベースに、市街地再開準備組合で検討する施設計画案を反映した将来道路ネットワークデータを作成するとともに、市街地再開関連交通手段別発生集中交通量及び分布交通量を踏まえ、ピーク時における将来OD表を作成し、歩行者交通流動を加味した混合型の将来交通流動シミュレーションを実施し、交通円滑性、安全性及び快適性の観点で検証を行う。

(5) 対策案の検討

検証の結果、交通円滑性、安全性及び快適性に対する懸念が認められる場合は、その原因を分析するとともに、複数の対策案を用意、対策後の将来交通流動シミュレーションを実施し、最善案の検討を行う。

また、必要に応じ各対策案に関する関係機関や市街地再開準備組合との協議支援を行うとともに、今年度予定する公安委員会との都市計画道路三郷駅前線と名古屋瀬戸線の交差点協議や市街地再開事業区域にあつては、将来道路管理者の同意に必要な資料作成を行う。

(6) 報告書の作成

これまでの検討結果を取りまとめ、三郷駅前地区の市街地再開発事業に係る総合的な都市交通検討調査として報告書の作成を行う。

また、報告書については概要版を作成するとともに市民を対象とした説明資料としても利用を予定していることから、わかりやすい表現方法を用いて作成する。

(7) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時、成果品納入時の計3回行うことを原則するが、業務実施上に疑義が生じた場合は、速やかに本市監督員と協議し、その指示に従うものとする。

### 第3章 成果品

(成果品)

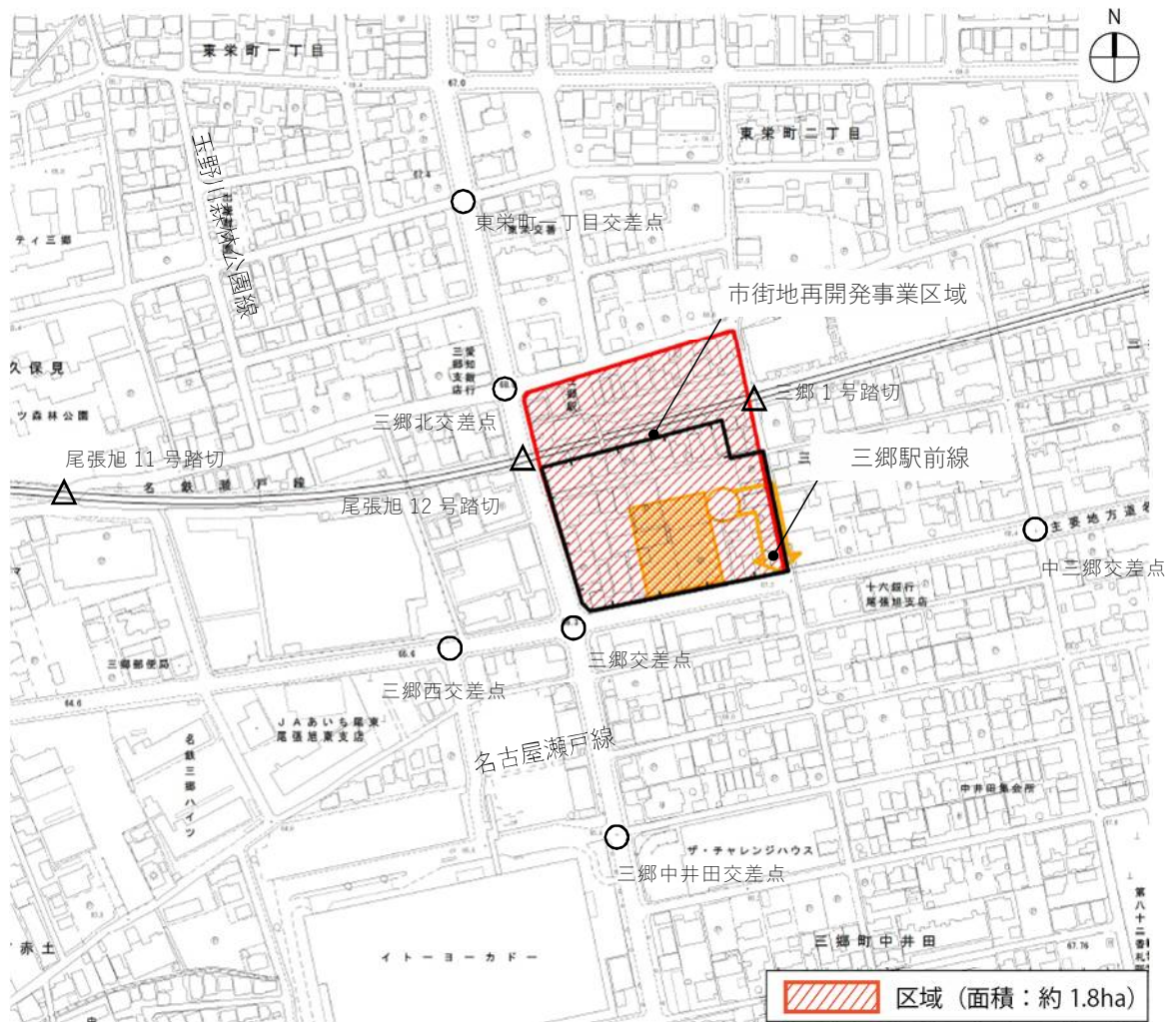
第16条 本業務の成果品は以下とする。

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| (1) 業務報告書 (A4版、印刷製本)  | 2部 |
| (2) シミュレーション動画データ     | 1式 |
| (3) その他関係資料           | 1式 |
| (4) 上記の成果電子データ (CD-R) | 1式 |

(納入場所)

第17条 成果品の納入場所は尾張旭市都市整備部都市計画課三郷駅周辺整備推進室とする。

別添図



凡例

○ : 信号交差点

△ : 踏切